

# 釜石市立平田小学校 いじめ防止基本方針

平成 30 年 10 月 1 日改定

※変更および追加は、下線で表示

## 1 いじめの防止のための対策に関する基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童の学習環境や生活環境が保障され、児童がのびのびと学校生活を送ることが出来るように、いじめの未然防止に向けて取り組む。

### (2) 学校及び職員の責務

保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための対策の基本事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 心身を傷つけるような言動や行動を許さない、見過ごさないよう全職員で組織的に取り組む。けんかやふざけ合いであっても、注意深く観察・調査し、適切に判断する。
- (イ) 全ての教育活動を通じた道徳教育、各種体験活動、及び、ボランティア教育等の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心を培う。また、発達段階に応じて、児童会活動等を通じて、いじめ防止を啓発する活動を行う。
- (ウ) 「いわての復興教育」の目的を踏まえ、心の健康、人や地域とのつながりをより深めるための教育実践を展開する。
- (エ) インターネットや携帯電話等の情報通信機器を利用する際、発信者の匿名性や瞬時に情報が広範囲に流されることなどを踏まえた情報モラル指導を行い、インターネット上のいじめは重大な人権侵害であることを十分に指導し、必要に応じてネットパトロール等を行う。
- (オ) 地域、家庭、関係機関との連携を密にして、いじめ防止に対する支援を行う。  
また、保護者・地域の啓発のために、入学式、PTA 総会等の場で、法制および学校方針の敷衍をする。
- (カ) 児童が相互に認め合い、高め合う学級経営を展開する。

(キ) 次に掲げる児童については、「特に配慮が必要な児童」として、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの防止に努めるものとする。

① 発達障害を含む障害のある児童

個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画・指導計画を活用して情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導・支援を行う。

② 海外から帰国した児童・外国人の児童・国際結婚の保護者をもつ児童等、外国とのつながりが深い児童

言語や文化の差から学校での学びに困難を抱えることが多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員・児童・保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性同一性障害や性的志向・性自認に特徴がある児童

性同一性障害や性的志向・性自認について、教職員間で正しい理解を図り、学校として必要な対応について周知したうえで、当該児童及び周囲の児童への指導と、当該児童への支援にあたる。

④ 東日本大震災により被災した児童及び東日本大震災原発事故、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨等により本校に避難してきた児童

被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童及び周囲の児童への指導と、当該児童への支援にあたる。

## イ いじめの早期発見のための手立て

### (ア) アンケート

いじめの早期発見ならびに未然防止のために、在籍児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

① いじめアンケート調査 年2回 (5月、10月)

② 事後対応

①のアンケート結果において、いじめの事実が確認されたり、いじめが懸念されたりした場合は学級担任による聞き取り調査を即時行う。そして、生徒指導個票を作成し、全職員での共通理解を図る。

### (イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことが出来るように次の通り相談体制を整える。

① 児童が、悩みや不安などを打ち明けることが出来るようにするための児童、保護者と教師との良好な人間関係の構築。

② スクールカウンセラーの活用

(ウ) 職員間の定期的な情報交換

月1回職員会議の場で、各学級の児童の学校生活の様子に関する情報交換を行い、全職員の共通理解のもと指導、支援できる体制にする。

また、さまざまな事例をもとにしていじめを受けた児童、いじめをした児童に対する対応を協議し、指導に生かすための生徒指導事例研究会を行う。

(2) いじめ防止等に関する組織

いじめ防止等の取り組みを実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

(既存の生徒指導委員会と兼務)

ア 委員会メンバー

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、該当担任 (養護教諭)

イ 活動

(ア) いじめの早期発見に関すること。(アンケート、教育相談等)

(イ) いじめ防止に関すること

(ウ) いじめ事案に対する対応に関すること

(エ) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

(オ) いじめ事案に関する事実、情報等の記録と保存に関すること。

ウ 開催

月1回情報交換する機会をもつ。いじめ事案発生時は緊急に開催することにする。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ事案は、直ちに生徒指導主事、管理職へ報告する。特定の教職員が一人で抱え込むことは、決してあってはならない。いじめに係る相談を受けたり、いじめの事案が発生したと考えられたりした場合は、委員会メンバーによる事実確認を速やかに行う。

イ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせるように指導を行い、再発を防ぐためにいじめを行った児童への指導、支援、並びに、いじめを受けた児童への支援を継続的に行っていく。

ウ いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送るために必要と考えられる時は保護者との連携を図りながら別室登校して学習を行わせるなどの対策を講じる。

エ いじめをした児童、いじめを受けた児童が、円滑な人間関係を築くことが出来るように継続的に指導、支援を行うとともに、保護者との情報共有を行う。

オ いじめが起きた集団(学級)に対するはたらきかけとして、いじめを知っていた児童への指導、並びに、互いを認め合い尊重し合う集団の再構築を図る指導を行う。

カ いじめが「解消」されたとするためには、いじめと認知された行為が、少なくとも3か月間止んでいることを目安とし、併せて被害児童本人及び保護者に対して面談等によって確認するものとする。

キ いじめの内容が犯罪行為として扱われる場合は、釜石市教育委員会及び釜石警察署と連携して対処する。

#### (4) 学校評価による取組の検証

いじめ防止取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。

### 3 重大事案への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じたり、長期間学校を欠席することを余儀なくされていたりしている疑いや事実が生じた場合は、次の対策を講じる。

- (1) 重大事案が発生したことを、釜石市教育委員会に報告する。なお、事案関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階から慎重に報告・調査にあたる。
- (2) 釜石市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心に、事実確認を把握するための調査を実施する。調査を行うに当たっては、被害者等の意向を踏まえた調査を行うことを当該児童及び保護者等に担保する。
- (4) 調査結果については、いじめをした児童、いじめを受けた児童、並びに、釜石市教育委員会に事実関係、その他の情報を適切に提供する。